

文化庁

47. 6

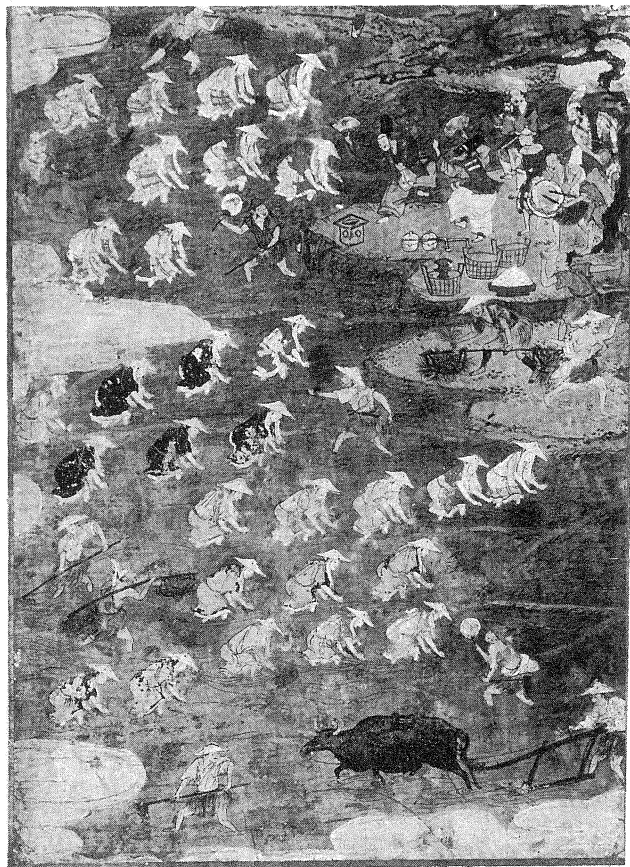
〈月報〉

昭和47年 6月15日 発行

編集
発行 文化庁長官官房庶務課
東京都千代田区霞が関3-2-2
電話 代表 (581) 4211
郵便番号 100

—〈第46号〉—

(題字=今日出海 文化庁長官)



重要文化財 月次風俗図

(東京国立博物館蔵)

もくじ

▽欧米の劇場事情等を視察して……………	2
▽昭和46年度日本芸術院授賞式……………	3
▽優秀美術作品買上げ選考委員さま……………	3
▽文化庁派遣芸術家在外研修員を決定……………	3
▽著作権シリーズ(二十)……………	5
▽著作権関係講習会の開催……………	6
▽昭和47年度国語問題研究協議会……………	6
▽国立歴史民俗博物館(仮称)基本構想案 まとまる……………	7
▽国立飛鳥資料館(仮称)の基本設計終る……………	9
▽文化財(建造物)管理研究協議会の開催……………	9

▽映画「明治の洋風建築」完成……………	10
▽オートスライド「筑紫の文化財」完成……………	10
▽国立劇場の文楽養成……………	11
▽昭和47年度蠅書調査事務連絡会議開催……………	11
▽春の勲章受章者 受杯者……………	11
▽随想……………	12
▽アジア地域文化統計会議に出席して……………	13
▽文化、自然遺産の保護に関する 条約・勧告案作成専門会議……………	14
▽文化テレビ放送の実施……………	15
▽国立博物館・美術館だより……………	16
▽国立劇場七月公演……………	16
▽文化庁日誌・人事異動……………	16

文化・自然遺産の保護に関する 条約・勧告案作成専門家会議

世界の著名な文化財ことに記念物や遺跡等いわゆる不動産文化財が危機にひんした場合、その保護活動がユネスコのイニシアティブによって行なわれていることは、アブシンベル神殿やボロブドウル等の実例をあげるまでもなく、すでに周知のことと思うが、ユネスコではさらに、このことに関する条約を結んで、いけば従来の単発的な保護事業を恒常化しようとするのを計画し、過去数年間にわたる準備作業のうち、昨年夏条約およびこれにともなう加盟国への勧告の草案を作成して、各国に配布した。さる四月四日から二十二日までの間、ユネスコ本部において開催された表記会議は、この草案をもとにして討議し、来る十月に開催を予定されているユネスコ総会において採択すべき最終草案を作成するものであった。

しかるに一方、アメリカ合衆国の提唱によって国連を舞台とする「人間環境会議」の構想が昨年になってにわかに起り、当初は世界遺産保護に自然・文化ともに包含しようとの案で出発した。しかし世界各国の意見の大勢は、ユネスコにおける長年の実績を高く評価し、文化遺産（記念物、建造物群および地跡）に関

してはユネスコ一本にまとめるべきことに傾き、さらに加えて自然遺産関係もまたこれに追加すべきことが決められた。このため今回の会議に対して、開催直前になってアメリカ合衆国から、全面的書き換えに等しい修正案が提出され、会議は複雑な様相を呈した。

会議はユネスコ加盟六十カ国から代表が出席し、他に加盟六カ国、非加盟二カ国、環境に関するストックホルム会議事務局、ICOMOS・IUCN・およびローマセンター等からオブザーバーが出席した。日本からは、文化庁文化財保護部建造物課長伊藤延男およびユネスコ常駐代表部前田端枝の二名が代表として出席した。

会議はチュニジア代表セイド氏を議長に指名した。他に四名の副議長が選出されたが、議事は終始議長司会のもとに進められた。また会議は報告者としてオーストリアのフォラミッティ氏を指名し、進行にともない適宜ワーキンググループや起草委員会等小委員会を設けた。

会議に対する各国の関心は条約についてが圧倒的に強かった。そのことは条約についての会議が延べ二十二回に及んだのに対し、勧告のためには五回しか会合

しなかったことによってもわかる。以下会議における討論とその結果をかいつまって報告する。

「条約」

まず一般討論によって問題点を浮き彫りにしたのち、一般的にはユネスコ案を基礎とし資金条項についてだけアメリカ案を土台とした中間案が作成され、これによって逐条的な討議が加えられた。主な論点は左記のとおりであった。

値によって定められるが、他は「危険性のある世界遺産リスト」であって、これには援助費の見積もりが添えられる。原案では後者のリストだけであったが、この会議において以上のように改正された。

四 基金

「世界遺産基金」と呼ばれる基金を設立し、締約国からの援助要請が委員会において認められた場合、科学技術的研究専門技術者の派遣、職員訓練、低利又は無利子の貸し付け等を行ない。例外的には贈与または返済不用の補助金を出す。この基金の拠出に各国からの強制分担金を規定するか否かは最大の論争点であった。欧米諸国は政治形態（連邦制）または社会事情から任意拠出のみを主張したが、開発途上国は強制分担金を固執した。結局強制分担金は除かれたが、この問題はきたる総会に尾を引くであろう。

ユネスコ案では「世界的価値を有する記念物、建造物群および地跡の保存に関する条約案」であったのが、自然遺産を大幅にとり入れたため、「文化及び自然の世界遺産の保護に関する条約案」と改められた。

二 定義

ユネスコ原案では、記念物、建造物群地跡をそれぞれ定義し、地跡の中に保護すべき自然も含めることになっていたが、これを二条に分割し、文化遺産（記念物、建造物群、地跡）と自然遺産（特徴ある自然、動植物の構成と地域、自然地跡）とした。

三 世界遺産委員会と遺産リスト

十五カ国のすぐれた人物からなる世界遺産委員会が設立される。締約国は自国の遺産の目録を提出し、委員会は二種のリストを作成しこれを公開する。その一は「世界遺産リスト」といい、普遍的価

「勧告」

勧告についてはほとんど大きな反対意見はなかった。修正は、名称を「国内レベルにおける文化自然遺産の保護に関する勧告案」と改め、定義を条約同様文化、自然の二条に分けるなど、条約案に見合ったものばかりであった。